

草津市地域再生推進委員会規程（案）

【報 1 - 4】

（設置）

第 1 条 草津市版地域再生計画に基づき、庁内において地域再生の推進を図るための検討および協議を行うことを目的として、草津市地域再生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 草津市版地域再生計画に基づき、地域再生の推進を図るための検討および協議に関すること。
- (2) その他地域再生の推進を図るため必要な事項

（組織）

第 3 条 委員会は、草津市庁議規程（平成 18 年草津市訓令第 2 号）第 11 条に規定する総括副部長会議の構成員をもって充てる。

（委員長等）

第 4 条 委員長は、都市計画部副部長（総括）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の事務を統括する。
- 3 委員長に事故があるときまたは欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、事案を主管する課長および担当職員に対し、その出席または資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 6 条 委員会に関する庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

（委任）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成 30 年 月 日から施行する。